

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	令和 2年 6月16日 (火) 午前 9時30分 開会 午前 9時56分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	中山真由美 土山由美子 米谷 政久 川添 康大 冨田 巖 相馬 欣行 館 大樹
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	参事 (兼) 次長 主査
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める陳情

結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【中山真由美議員】 おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める陳情」を議題といたします。本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【埴田巖議員】 それでは、「陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める陳情」に対して、反対の意見を述べさせていただきます。

陳情については十分理解するところがありますが、地方財政の規模や用途は、自治体ごとで大きく違いがあり、国の枠の中で一概に議論を進めても、目的から大きく乖離し、地域住民が満足できない例が多くあります。また、昨今、新型コロナウイルス対策として政府が新たに予算化し、国難を乗り越えるため、日々対応に当たっていただいております。

陳情項目の中にある地方交付税におけるトップランナー方式の導入の廃止、縮小を含めた検討とありますが、この取組は、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託などの業務改革を実施している地方自治体の経営水準を地方交付税の基準財政需要額の算出に反映するトップランナー方式を推進し、財源保障機能を適切に働かせ、地域住民の安全安心を確保することを前提として取り組むこととあります。このことから、トップランナー方式の廃止、縮小の必要はないと考えます。

よって、陳情第1号につきましては不採択といたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める陳情」に対して意見を述べさせていただきます。

地方財政の充実、強化を求めることに対しては、地方自治体の様々な課題があること、そして、社会保障予算の充実と地方財政の確立が必要であることは理解いたしますが、多様な行政需要に的確に対応するため、国と地方の財政の在り方について、国に求めるだけでは解決できないと考えます。陳情項目にもあるような多くの行政需要を支える財源を確保するだけの経済環境は、新型コロナウイルスの影響もあり、見込めない状況と考えます。さらなる国債発行を求めるような陳情になることを覚悟しなければなりません。地方自治体が担える範囲は、地方の責任として行う覚悟も重要と考えます。

陳情項目の中にもある地方交付税におけるトップランナー方式の導入で、廃止、

縮小を含めた検討とありますが、トップランナー方式に係る取組は、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算出に反映するトップランナー方式を推進し、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組むとありますので、廃止、縮小を含めた検討は必要ないものと考えます。

よって、陳情第1号は不採択といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第1号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、医療、介護などの社会保障、子育て支援策や地域公共交通の維持、確保、また、近年多発する大規模災害への対応や、新たに発生している感染症対策など、緊急な対応を要する課題に対して、人材確保や公的サービスを提供するために、これに見合った地方自治体への財源確保と地方財政の確立の充実、強化を国に求める陳情です。

この間、行政サービスが複雑、多様化する中で、国がそれに見合った予算は出さず、医療、介護、子育て分野等、行政サービスの公的責任を後退させ、サービスの産業化や地域の助け合い、ボランティアに頼る制度設計を進め、地方自治体は、ますます疲弊し、大きな負担を強いられています。そうした中で、今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、医療、介護、保健所などの体制の脆弱性もあらわになりました。いま一度地方財政の充実、強化とともに、今後続くと予想される感染症対策についても、国において十分な財源確保をすることが必要と考えます。

また、地方交付税制度についても、本来の考え方から変質し、本来は全国どこでも一定の行政サービスを平等に受けられるための制度となっていました。トップランナー方式を取り入れたことで、本来交付されるはずの財源が地方にこない状況が生まれています。臨時的な借金と言われた臨時財政対策債の発行に置き換わり、地域の実情を無視した、地方自治体が使いにくい制度となっています。これは、当初の地方交付税の考えに戻し、交付税率の引上げで対応するべきと考えます。一方で、地域間の財源偏在性の是正のための財源を消費税に頼ること、また、会計年度任用職員の処遇改善についても、本来は非正規職員の処遇改善は必要と考えますが、同時に正規職員を増やすことで抜本的な改善を図っていくことも必要と考えます。

しかし、おおむね地方財政の充実、強化の内容については賛成とし、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 「陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

地方分権改革の推進や地域経済の活性化、雇用創出の促進、少子高齢化への対応など、基礎自治体である市町村が果たす役割は一段と高まっています。特に新型コロナウイルス感染症対策では、行政が進める多様な防止策と、市民、民間企

業、学校関係等の多大なる御協力が功を奏し、世界の中でも感染者、死亡者数を抑制できたと考えます。その意味で、今回の陳情項目に掲げる10項目は、伊勢原市政運営や市民生活の堅持、向上するためには欠かすことのできない内容と考えます。

昨年の出生率は1.36人と、残念ながら4年連続低下しており、人口バランスの崩壊による経済、社会保障制度への影響は計り知れません。さらに、地域間の人口格差は、都市一極集中の流れが変わらず、限界集落や財政破綻する地方自治体が公然と公表されていますが、地方自治の崩壊は国の崩壊を意味しますから、しっかり手を打つ必要があります。そこに追い打ちをかけるような新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令であり、地方においては右肩下がり  
の限界域到達スピードが速まるのではと危惧しています。

日本は、世界的に見て感染者や死亡者は少なく済みましたが、医療体制の弱さや、国と都道府県の役割など課題も見えてきたと考えます。さらに、地方自治体は、今後、感染症対策として、学校、給食の感染対策の徹底、緊急事態の避難所対策、高齢者の健康対策、働き方に対応する保育所対応など取り組むべき課題はさらに増えてきていますが、財政調整基金の取崩しによる手元資金不足、来年度の歳入予測も大幅な減少が見込まれる中で、伊勢原市の行政サービスを維持、向上と、伊勢原市民の生活を守るためには、必要な内容がこの陳情内容に網羅されていると考えます。

さらに、7項目目の森林環境譲与税に関しては、伊勢原市議会を代表し、議長自ら県に足を運び、伊勢原市の水源環境の改善を実現するため、水源環境の保全・再生事業を充実させるための要望書を県に要求したばかりであります。

毎年トップランナー方式の是非により、意見書提出は見送られていますが、国を取り巻く環境は、国内外の政治、経済等の環境変化により大きく左右される部分もあり、現状の対応方針が正しいのか、常に検討、見極める姿勢が必要であり、地方自治体でも同じであると考えます。

人口減少や福祉政策、子育て支援策など市町村が行う行政サービスを具体的にどのように行うかは、それぞれの市町村で決めるべきものであり、市町村の事情や考え方でどのように進めるのがよいのか、答えは違うはずですが、国は将来の姿が見通せる政策を推進することで、国全体の少子高齢化の流れに歯止めをかけることで、福祉国家を堅持することであり、国を支える地方財政の疲弊を食い止めるべき多様な諸施策と支援を地方目線で展開していただくことが大切と考えます。

これまで申し上げた地方の状況を鑑み、国に地方財政の充実、強化を求めるのは至極当然の判断と受け止め、本陳情に対する賛成意見といたします。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 それでは、「陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める陳情」について意見を述べます。

近年、地球温暖化による気候変動の影響により各地で大規模な自然災害が頻発し、地方自治体は地域住民の安心安全への対策が常に求められる状況となってい

ます。そうした中であっても日常的に多様なサービスを安定的に確保し、持続可能な地域社会の実現に取り組んでいくことこそが、それぞれの地方自治体の重要な役割と言えます。そのためには、地域特性を最大限に生かした活力ある地域経済の実現と地方財政の健全化を確立させ、地域住民に信頼される財政基盤を構築する方向をさらに進めることが重要です。地域住民の日々の暮らしである子育て、介護等の充実をはじめ、人口減少、超高齢化に伴う社会保障ニーズに対応する財政措置が的確に行われることが大切です。

また、グローバル化によって全世界的な広がりを見せている新型コロナウイルスにおきましては、現在、まさに直面しているわけですが、地方自治体ごとの感染状況や財政状況を把握した上での適切な対策、対応を積み上げていくことがますます重要であり、求められています。特に我が国の人口当たりの感染者数や死亡者数は、主要先進国の中で圧倒的に少なく抑え込むことができているとのことです。その土台は地方自治体にあり、日々の努力によってあるべき方向を見いだし、一定の評価に値する結果を得ているのではないのでしょうか。そのためにも、国の責任において十分な財源確保が図られることは必要不可欠です。

よって、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入、歳出を的確に見積もり、さらなる地方財政の確立を目指すことが必要ですとある本陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採決に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手3人〕

○委員長【中山真由美議員】 挙手3人でありますので、採択、不採択同数と認めます。よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において本件に対する採択、不採択を決定いたします。本件については、委員長は不採択と決定いたします。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第2号 国に「親子交流への名称変更を求める意見書の提出」を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【中山真由美議員】 それでは、続きまして「陳情第2号、国に『親子交流への名称変更を求める意見書の提出』を求める陳情」を議題といたします。本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【埴田巖議員】 「陳情第2号、国に『親子交流への名称変更を求める意見書の提出』を求める陳情」に対して、反対の意見を述べさせていただきます。

陳情については理解するところもありますが、夫婦としては離婚することになったとしても、子どもにとっては、どちらもかけがえのない父であり母であることに変わりありません。民法第766条には、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと記載されております。子の健全な発達のために必要であると認められたときは、祖父母の面会交流も認められた事例もあります。場合によっては親以外の面会交流もあるため、陳情第2号につきましては不採択といたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、「陳情第2号、国に『親子交流への名称変更を求める意見書の提出』を求める陳情」に対して意見を述べさせていただきます。

今回の陳情理由の中で、面会という言葉の使われ方で、特別なところにいる人や地位の高い人に会うこと、そうした立場の人が訪ねてきたときに主に使われているとありますが、子どもにとっては離婚後の状態は特別な状況であり、通常ではないかと考えます。そして、予約し、許可を得るなどの手続を取って会う場合が非常に多いともありますが、これに関しては、名称を親子交流に変更しても変わらないものであると考えます。面会交流で大切なものは名称ではなく、また、親の権利として認められているものでもなく、民法第766条第1項にも書かれている、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと考えます。また、面会の2文字は、日本において犯罪を想起させるとありますが、これは飛躍し過ぎであり、理解はできません。

よって、陳情第2号は不採択といたします。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第2号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本陳情は、面会交流という表現を親子交流へ変更を求めるものです。面会交流とは、別居または離婚後に、子どもを養育、監護していないほうの親によって行われる子どもとの面会及び交流のこととされています。面会交流がうまく行われていると、子どもはどちらの親からも愛されていると感じることができ、子どもの福祉に資すると言われてしています。

陳情にもありますように、国連の委員会による子どもの権利条約が批准された

後、面会を意味する *access* という言葉は *contact* (交流すること) という言葉に置き換えられており、また、子どもが健全に発育するためには両親の協力が不可欠で、国連の子どもの権利委員会も、用語を養育権や面会権から、共に暮らすこと、交流を保つことに変更するよう提唱しています。近年、アメリカでも、親子の時間、*Parenting time*、また、イギリスでは、親の責任、*Parental responsibility* という言葉が使われることが多くなっています。

本陳情の親子交流という名称へ変更するかどうかは議論が必要ですが、少なくとも国連委員会による子どもの権利条約の点、また、子どもの権利委員会の提唱から見れば、面会という名称について変更することの議論は必要と考えるため、本陳情に賛成の意見とします。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 「国に『親子交流への名称変更を求める意見書の提出』を求める陳情」に対し、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この陳情は、別居、離婚後の面会交流の表現を親子交流へ名称変更を求める内容です。陳情理由として、1、面会の一般的解釈として、予約、許可を得るなど手続を取って会う場面を想定すること、2、親子が会うことは自然なことであり、人権上の観点から至極当然なものとしてしています。

2011年6月3日に民法第766条が改正公布され、翌2012年4月1日から施行されています。この改正により、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担、中略します、この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが追記されています。時の法務大臣は、子の利益について、面会交流を子の利益のため、子の福祉のため、ぜひ、実現するよう努力しようということが、家庭裁判所の調停、審判における方向だと、この法律は示していると述べています。改正前は、面会すらかなわない環境であったことを示しているのではないのでしょうか。さらに、改正後の調査でも、面会交流に対し、家庭裁判所が努めていない、面会交流の頻度、時間に満足できていない状況が、共に80%を超えている状況がアンケート結果で表れています。

離婚、別居時の理由や環境は様々であり、民法に定める面会交流すら実現できていない状況から、まずは民法第766条に定める子の利益を最も優先した対応を実現することが優先されなければならないと考えます。さらに、離婚時の親権者については、協議または裁判所によって一方に定めなければならないことが民法第819条で決められていることから、面会交流を実施する場において、親権者と十分に話し合い、実施することが必要、大切だと考えます。いずれにしても、両親の環境変化によって、一方に親権者が定められる環境の中で、子の利益を最も優先され実施することが、離婚、離別した親としての責任と考えます。

現在の仕組みの経緯を守るとともに、民法で定められる面会交流が満足する姿で実施できるよう改善策を探っていくことが、今、優先されるべきことと考え、本陳情に反対の意見といたします。

○委員【土山由美子議員】 それでは、「陳情第2号、国に『親子交流への名称変更を求める意見書の提出』を求める陳情」について、意見を述べます。

厚生労働省の2003年度の全国母子世帯等調査では、養育費を受けたことがない母親が協議離婚で7割以上を占め、子どもを引き取り母子世帯になっているとのことです。7割以上はひとりで子育てをしている状況にあり、精神的にも経済的にも困難な状況に置かれていた。2017年12月に公表された2016年度の調査結果でも、母子世帯の平均就労年収は200万円と父子世帯の半分にすぎず、養育費を受け取っているのも24.3%しかなく、ほとんど同じ状態であることが明らかになったとの厚生労働省の委託による公益社団法人家庭問題情報センターからの制度問題研究会報告があります。

また、養育費と面会交流との関係では、2011年の法務省の委託調査研究の結果でも、養育費が実現している者ほど面会交流の実現の可能性も高く、養育費が支払われていない場合には面会交流も実現することは低く、両者の間には相関関係があったとの報告もあります。離婚後も子どもの福祉を中心とした子どもの最善の利益がいかに現実化されるかが問われます。養育費と面会交流とは優劣つけ難い問題であるが、面会交流相談について、どのように進展したかを検討することが必要との見解が示されています。

面会交流に関しては、諸外国との比較において日本は後れを取っていましたが、徐々に面会交流の必要性が定着しつつあると指摘されています。

本陳情は、面会交流から親子交流への名称変更を求める趣旨ではありますが、今のところ最善の言葉の選択について考察する指摘や事例を発見することができていません。いましばらく各方面からの意見表明を待つ必要があるのではないかと考えます。時間をかけて検討するべきであり、拙速に決めることは避けたいと思い、不採択とします。

○委員長【中山真由美議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【中山真由美議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【中山真由美議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時56分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和2年6月16日

総務常任委員会

委員長 中山 真由美